

平成 27 年 7 月 21 日

事業主 殿

茨城労働局労働基準部健康安全課
茨城産業保健総合支援センター

ストレスチェック制度実施者等研修会の開催のお知らせ

日頃より、産業保健活動の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、ストレスチェックと面接指導等を事業者へ義務付ける制度が創設され平成 27 年 12 月 1 日から施行されることになりました。（労働者数 50 人未満の事業場は当分の間努力義務となります。）
ストレスチェック制度の実施については、事業者はもちろん実施者及び実施事務従事者等の役割が重要です。

このため『改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル』による実施者及び実施事務従事者等のための研修会を下記により開催しますので、ご案内いたします。

また、各会場には定員がありますのでお申込みは先着順とさせていただきますが、希望者多数の場合、一会場において、一事業場 3 名までとさせていただきます。

なお、準備の都合上、お手数ですが、別紙により出席予定者を F A X 又は茨城産業保健総合支援センターホームページよりお申込みいただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 説明会の開催日時及び会場

開催日時	会場	所在地	定員
8 月 25 日 (火) PM 2:00～PM 4:30	鹿行生涯学習センター (レイクエコー)	行方市宇崎 1389	100 名
9 月 15 日 (火) PM 1:30～PM 4:00	県西生涯学習センター	筑西市野殿 1371	80 名
10 月 9 日 (金) PM 1:30～PM 4:00	常総市生涯学習センター	常総市水海道天満町 4684	100 名
10 月 22 日 (木) PM 1:30～PM 4:00	茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター	水戸市渋井町字塚橋 263-1	100 名
10 月 29 日 (木) PM 1:30～PM 4:00	ワークヒル土浦	土浦市木田余東台 4-1-1	80 名

※出席は無料で、いずれの会場を選んでも結構です。

ただし、会場の定員の都合上、連絡のうえ調整させていただく場合がございますので、ご了承ください。

2 説明内容

- (1) ストレスチェック制度の法的な位置付け
- (2) 具体的なストレスチェックの実施方法等の説明
- (3) その他

3 問合せ先

茨城産業保健総合支援センター（担当：大津） TEL 029-300-1221
詳しくは、茨城産業保健総合支援センターのホームページをご覧ください。

<http://www.ibaraki-sanpo.jp/outline/seminar/plan.html>